

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における保育の実施、措置、教育・保育給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

焼津市は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における保育の実施若しくは措置及び教育・保育給付の支給に関する事務の実施における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、情報の漏えい、遺失、毀損等により個人のプライバシー等の権利利益が侵害されることがないよう、こうした事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県焼津市長

公表日

令和7年8月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における保育の実施、措置、教育・保育給付の支給に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法、児童福祉法、その他子ども・子育て支援新制度に関する法律等に基づき、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①子どものための教育・保育給付に係る支給認定の申請の受理、審査、認定 ②子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の書類の受理、審査、認定 ③子どものための教育・保育給付に係る支給認定の職権による変更に伴う審査、認定 ④利用者負担額の決定及び徴収に関する事務
③システムの名称	子ども・子育て支援新制度対応システム、電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援新制度対応システムに係るファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表9及び127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・情報提供の根拠 なし ・情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17及び155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 保育・幼稚園課
②所属長の役職名	保育・幼稚園課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	焼津市こども未来部保育・幼稚園課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-2772
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津1丁目6番地の1 054-623-4791
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、すべての申請者からマイナンバーの申告書類を提出してもらうようにしており、提出時にはマイナンバーカード等により必ず本人確認とともにマイナンバーの真正性の確認をするようにしている。また、次の局面では、人手が介在するが、いずれの局面についても、二重で確認をするなど複数人で行うことを徹底している。 ・個人番号や特定個人情報を含む申請書類の確認、保管及び廃棄 ・特定個人情報を含む申請者の情報のシステムへの入力 以上のことから、人為的ミスが発生するリスクに対し、十分に対策を講じていると考えられる。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none">1) 特に力を入れている2) 十分である3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき、特定個人情報を含む情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要なない情報を入手することがないように、申請書類に記入例をつけたり、提出書類の確認のためのチェック表を設けたりすることで、市側だけではなく、申請者も提出前に必要な情報がなにかを確認できるようにしている。また、子ども・子育て支援システムへの入力については、給付認定の情報入力者と保育所等の利用契約情報の入力者を分ける等複数で入力内容を確認するようにしている。また、本人の情報についても、申請時に申請者から同意を得た機関以外からの情報提供を受けることがないように徹底している。 以上のことから、目的外の入手が行われるリスクへの対策に特に力を入れ、十分な対策を講じていると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月6日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	焼津市総務部総務課 法規文書担当 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-2151	焼津市こども未来部こども育成課 425-8502 静岡県焼津市本町五丁目6番1号 054-626-2772	事前	
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長	こども育成課長 岡村 敏典	こども育成課長 渡辺 晃子	事前	
平成29年1月20日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二 ・別表第二における情報提供の根拠なし ・別表第二における情報照会の根拠 116の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二 ・別表第二における情報提供の根拠なし ・別表第二における情報照会の根拠 13、116の項	事前	
平成29年1月26日	評価実施機関名	静岡県焼津市長 中野 弘道	静岡県焼津市長	事前	
令和1年6月14日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	子ども・子育て支援新制度対応システム	子ども・子育て支援新制度対応システム、電子申請システム	事後	
令和1年6月14日	評価実施機関における担当部署①部署	こども未来部 こども育成課	こども未来部 保育・幼稚園課	事後	
令和1年6月14日	評価実施機関における担当部署②所属長	こども育成課長 渡辺 晃子	保育・幼稚園課長	事後	
令和1年6月14日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	焼津市こども未来部こども育成課 425-8502 静岡県焼津市本町五丁目6番1号 054-626-2772	焼津市こども未来部保育・幼稚園課 425-8502 静岡県焼津市本町五丁目6番1号 054-626-2772	事後	
令和1年6月14日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総務部情報政策課 情報政策担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和1年6月14日	IVリスク対策		新様式によりリスク対策の実施状況を追加	事後	
令和3年8月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二 ・別表第二における情報提供の根拠なし ・別表第二における情報照会の根拠 13、116の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第二 ・別表第二における情報提供の根拠なし ・別表第二における情報照会の根拠 13、116の項	事前	9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年8月11日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和3年8月11日	II-1 時点 II-2 時点	令和1年10月31時点	令和3年4月1時点	事後	
令和5年5月11日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和5年5月11日	II-1 時点 II-2 時点	令和3年4月1時点	令和5年4月1時点	事後	
令和7年6月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津1丁目6番地の1 054-623-4791	事後	
令和7年7月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一の8の項及び94の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表9及び127の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第二 ・別表第二における情報提供の根拠なし ・別表第二における情報照会の根拠 13、116の項	・情報提供の根拠 なし ・情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17及び155の項	事後	
令和7年7月28日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	焼津市こども未来部保育・幼稚園課 425-8502 静岡県焼津市本町五丁目6番1号 054-626-2772	焼津市こども未来部保育・幼稚園課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-2772	事後	
令和7年7月28日	II-1 時点 II-2 時点	令和5年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年7月28日	IV-8 人手を介在させる作業		十分である・判断の根拠	事後	
令和7年7月28日	IV-11 最も優先度が高いと考えらえる対策		特に力を入れている・判断の根拠	事後	